



市職員の給与などを公表します

市職員の給与や諸手当は、国や県に準じ、民間との比較やほかの地方公共団体職員との均衡を考え、市の職員給与条例などで定められています。皆様に理解を深めていただくため、市職員の給与状況を公表します。

くわしくは 総務課 人事給与係 ☎(21)5166

⑨その他の諸手当(主なもの)平成19年度:月額

区分	内容	金額
扶養手当	・配偶者	13,000円
	・子など(1人につき)	6,500円
	・16歳から22歳までの子1人につき	5,000円加算
住居手当	・借家 ・持家(注1)	27,000円以内 2,500円
通勤手当	・公共交通機関…運賃に応じて支給 (支給限度額55,000円) ・自家用車…距離に応じて支給	

(注1)新築・購入から5年経過後は支給されません。

⑩特別職の給料・報酬など

区分	月額	期末手当(賞与)	加算措置有	
給料	市長	960,000円		6月期 1.6月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分
	副市長	760,000円		
報酬	議長	490,000円		
	副議長 議員	410,000円 380,000円		

⑦期末・勤勉手当(平成19年度)

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月分	0.71月分
12月期	1.6月分	0.745月分
計	3.0月分	1.455月分

※職制上の段階、職務の級などによる加算措置があります。

⑧退職手当(平成18年度)

区分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続30年	41.5月分	50.7月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

そのほかの加算措置：定年前早期退職特例措置(3~30%加算)

⑪定員の状況(各年度とも4月1日現在)

区分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由	
	18年度	19年度			
普通会計	一般行政部門	議会	8	8	0
		総務企画	239	249	+10
		税務	66	55	-11
		民生	197	204	+7
		衛生	131	122	-9
		労働	3	2	-1
		農林	45	41	-4
		商工	42	37	-5
	土木	80	78	-2	
	計	811	796	-15	
特別行政部門	教育	211	210	-1	
	消防	188	189	+1	
計	399	399	0		
計	1,210	1,195	-15	事務の統廃合および退職者不補充による減少	
公営企業等会計部門	水道	40	29		-11
	下水道	29	24		-5
	そのほか	61	42		-19
計	130	95	-35		
合計	1,340	1,290	-50		

※職員数は一般職に属する職員数をいい、地方公務員の身分を保有する休職者や派遣職員を含みます。臨時または非常勤職員は含みません。

①人件費の状況(平成18年度普通会計決算)

普通会計歳出額(A)	人件費(B)	普通会計に占める人件費の割合(B/A)
400億8,411万円	103億3,076万円	25.8%

※人件費は、市長など三役、市議会議員、嘱託などの特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

②職員給与費の状況(平成18年度普通会計決算)

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計
1,210人	48億1,967万円	6億6,225万円	19億5,763万円	74億3,955万円

※職員数は、職員総数から水道、下水道などの企業会計・特別会計部門などの職員数を除いたものです。

③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
346,839円	44.1歳

※給料は、給与費から諸手当を除いたものです。

④職員の初任給の状況

区分	日光市	国	
一般行政職	大学卒	I種	185,800円
		II種	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

⑤職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	学歴	経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	270,625円	315,208円	364,912円
	高校卒	240,475円	286,741円	313,740円

⑥一般行政職の級別職員の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
職務分類	主事 主技師	主任	主査	係長 副主幹	課長補佐 主幹	課長 副参事	部長 参事	
職員数(人)	16	72	232	184	109	79	18	710
構成比(%)	2.3	10.1	32.7	25.9	15.4	11.1	2.5	100

※日光市給与条例に基づく給与表の級区分による職員数です。職務分類は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。なお、職員数の合計は技労職の人数を除いたものです。